

平成 17 年 10 月 6 日

偽造・盗難キャッシュカードに関する預金者保護の申し合わせ

全 国 銀 行 協 会

銀行界は「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」(以下、「法律」という。)を踏まえ、預金者保護に関する取り組みを一層強化するとともに、預金に対する信頼を確保すべく以下のとおり申し合わせる。

- 1．各行は法律の趣旨を真摯に受け止め、キャッシュカード等を用いて行われる不正な機械式預金払戻し等の防止のための措置を講じること。
- 2．各行はできるだけ速やかに、機械式預金払戻し等に係る認証の技術の開発ならびに情報の漏洩防止および異常な取引状況の早期の把握のための情報システムの整備その他の措置を講ずることにより、機械式預金払戻し等が正当な権限を有する者に対して適切に行われることを確保できるようにすること。
- 3．各行は預金者に対する情報の提供ならびに啓発および知識の普及、容易に推測される暗証番号が使用されないような適切な措置等を講じること。
- 4．各行は法律の趣旨を踏まえ、預金者の年齢(特に高齢者など)、心身の状況等に十分配慮した対応を行うこと(特に、預金者からキャッシュカードの盗難に関する状況について説明を受ける際や、預金者の(重)過失の有無を判断する場合など)。
- 5．各行が、「カード規定試案」の改正に基づき、各々の約款を改定するにあたっては、暗証番号を生年月日等の類推されやすいものとしていたことを過失の一要素として認定するには、預金者に個別的、具体的、複数回にわたる働きかけを行うことが前提となることなど国会において審議されたことを踏まえ、今後、預金者向けに告知を行うポスター、リーフレット、ダイレクトメールなどには下記の「重大な過失または過失となりうる場合」を必ず記載し、預金者に対し明示すること。

記

【重大な過失または過失となりうる場合】

1. (本人の重大な過失となりうる場合)

本人の重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その事例は、典型的には以下のとおり。

- (1) 本人が他人に暗証を知らせた場合
- (2) 本人が暗証をキャッシュカード上に書き記していた場合
- (3) 本人が他人にキャッシュカードを渡した場合
- (4) その他本人に(1)から(3)までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

(注) 上記(1)および(3)については、病気の方が介護ヘルパー(介護ヘルパーは業務としてキャッシュカードを預ることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合)等に対して暗証を知らせた上でキャッシュカードを渡した場合など、やむをえない事情がある場合はこの限りではない。

2. (本人の過失となりうる場合)

本人の過失となりうる場合の事例は、以下のとおり。

- (1) 次の または に該当する場合

金融機関から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証にしていた場合であり、かつ、キャッシュカードをそれらの暗証を推測させる書類等(免許証、健康保険証、パスポートなど)とともに携行・保管していた場合
暗証を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合

(2) (1)のほか、次の のいずれかに該当し、かつ、 のいずれかに該当する
る場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合

暗証の管理

- ア 金融機関から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証にしていた場合
- イ 暗証をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など金融機関の取引以外で使用する暗証としても使用していた場合

キャッシュカードの管理

- ア キャッシュカードを入れた財布などを自動車内などの他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態においた場合
- イ 酔てい等により通常の注意義務を果たせなくなるなどキャッシュカードを容易に他人に奪われる状況においた場合

(3) その他(1)、(2)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

以 上